

江南市
平成22年9月27日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋 様

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

回答

社会保障施策を展開していくうえにおいては、厳しい財政状況の中、公平・公正な福祉行政を推進していくとともに、高齢者・障害者の皆さんの福祉の向上に努めてまいります。

②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

回答

現下の厳しい経済・雇用状況、円高、デフレ状況を踏まえ、政府は、「雇用」「環境」「景気」を柱とした経済対策を講じ、都道府県や市町村にも、経済対策に係る各種の臨時交付金等が交付されています。

当市においても、この臨時交付金等を活用した各種の事業を実施し、地域の活性化を図っているところであります。

しかし、今後地方分権を推進していく上では、臨時交付金の恒久化ではなく、地方が担う事務と責任に見合う税源配分の実現とともに、税源の偏在性が少なく安定的な税収の確保が必要であると考えます。

なお、厳しい経済情勢が続く中、雇用対策や低金利融資制度などの中小企業への支援策等の一層の充実を、国へ要望しているところであります。

③税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。

回答

制限は、行っておりません。また、条例等の制定も考えておりません。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1)介護保険について

★①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

回答

保険料の減免は、所得段階3段階を対象とした減免を行っています。

★②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

回答

高齢者に対する訪問介護サービスの利用料減免は、平成 17 年度から国の制度は廃止されていますが、低所得世帯の方には引き続き 5%の減免を行っています。

- ③訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。

回答

訪問介護における院内介助の取り扱いについては、サービス担当者会議やアセスメントにおいて、介護支援専門員がその必要性を居宅介護サービス計画に位置づけることにより、単なる待ち時間を除き、算定は可能です。

この取り扱いについては、既に事業所に周知していますが、介護支援専門員から問合せがある場合は、厚生労働省の通知に基づいて、保険者が適切に指導しています。

- ★④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

回答

第 4 期介護保険事業計画にそって、平成 22 年度に認知症対応型共同生活介護 1 か所、平成 23 年度に認知症対応型共同生活介護 1 か所及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 1 か所を予定しています。

江南市社会福祉法人の助成に関する条例と、江南市地域密着型施設整備事業補助金交付要綱を設けています。

- ★⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

回答

適正な人材確保、サービスの向上などを図るため、全国市長会が国へ要望書が出されています。また、研修については、居宅介護支援事業者・サービス提供事業者連絡会やケアマネジャーが自主的に行なっているケアマネクラブで研修の支援を実施しています。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ①配食サービスは、最低毎日 1 回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

回答

配食サービスは、月曜日から金曜日までの週 5 日、昼夜選択制で実施しています。

- ★②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

回答

65 歳以上のひとり暮らしの方や高齢者世帯の方などについては、民生委員の協力を得て、自宅を訪問して状況を確認しております。また、買い物などの生活支援については、日常生活に支援が必要なひとり暮らしの高齢者の方やどちらかが介護認定を受けている高齢者世帯の方を対象にホームヘルパーの派遣をしています。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

回答

85歳以上の方には、タクシー料金の助成を行っています。また、タクシーを利用してのいこまいCAR(定期便・予約便)を運行しています。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

回答

市の補助団体である社会福祉協議会が現在、市内10か所の「いきいきサロン」に対し助成を行っています。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

回答

財政的なことを考慮しますと、高齢者住宅を公営で整備することは困難です。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

回答

要支援2以上の方を対象としています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

回答

平成18年度に要支援2以上で障害者手帳を持っていない方で、申請のあった方に認定書を送付しました。しかし、要介護認定を受けている方の全ての方が税法上の被扶養者ではありませんし、障害者控除の対象者でもありませんので、必要の無い方にまで「障害者控除対象者認定書」や「障害者控除対象者認定申請書」を送付することに伴う窓口での混乱が予想されたことや、19年度以降は、前年度の証明書で申告していただけるようになったことなどから、新しく認定を受けたり、介護度が重度になったり、紛失された方には申し出いただくよう広報で周知しました。

2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

回答

市独自の対応は困難です。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないください。

回答

後期高齢者医療広域連合との十分な協議を行っていきます。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

回答

市独自の対応は困難です。

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

回答

22年度7月から小学校3年生まで拡大して、現物給付(窓口無料)で実施しています。

★②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

回答

妊産婦健診は、産前14回、産後1回を公費助成しております。助成は、医療機関で妊娠届出書の発行を受けた以降の健診分を対象としています。

③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

回答

就学援助の対象基準は別紙のとおりです。また、申請の受付は学校だけでなく、市教育委員会の窓口でも受け付けています。なお、民生委員の証明は必要ありません。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

回答

学校給食法第11条第2項に基づき、保護者負担となっています。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の広域化に反対してください。

回答

国民健康保険制度の広域化については、後期高齢者医療制度の廃止など医療保険制度の見直しにも関連することから、国の動向を注視していきます。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

回答

限度額の引き上げは行いましたが、保険税率の引き上げは行っておりません。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

回答

新たな減免制度は困難です。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

回答

平成21年度より生活保護基準額の1.3倍以下の世帯を対象とする減免を設けました。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

回答

前年所得金額が400万円以下の基準に拡大し対応しています。なお、所得減少減免については、経済状況の変化に伴う急激な所得減少についても対象としております。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

回答

福祉医療対象者および高校生以下の児童には交付はしておりません。現在の交付者は2名であり、慎重な取扱いをしております。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

回答

給付制限は行っていませんが、本人からの申し出による保険税への充当は行っています。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

回答

分納誓約等で約束どおり納付されている方には、正規の保険証の交付をしています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

回答

納税者と十分に納税相談を行い、保険税を納付されるよう指導しています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

回答

平成21年度より生活保護基準額の1.3倍以下の世帯を対象者としてしました。また、毎年7月号の広報に掲載をして住民へ周知しています。

5. 障がい者施策の充実について

★①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

回答

法に基づき、対応していきます。

イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。

回答

法に基づき、対応していきます。

ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。

回答

利用者の増加等に対応する予算措置を講じています。

エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。

回答

法に基づき、対応していきます。

オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

回答

障害程度区分認定は、障害者自立支援審査会において、認定調査員の特記事項や主治医意見書等を基に、審査判定しています。

サービス利用者の生活環境やサービスの利用意向を基に、支給決定しています。

②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

回答

生活施設・グループホーム・ケアホームなどの施設整備に対する補助を実施し、事業所参入に対する支援をしています。

6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

回答

特定健診については、基本項目に加え、原則、必要な方のみ実施する詳細項目を全員に行うこととしているため、1,000円の自己負担を徴収しています。

がん検診、歯周疾患健診の自己負担については、受益者負担の考え方から無料化は困難です。なお、子宮頸がん検診及び乳がん検診については、昨年度と同様、女性特有のがん検診推進事業により、節目年齢の方に無料で実施しております。

通年実施については、医師会、歯科医師会との調整などの課題があります。

個別・集団の両方式については、がん検診は、実施しておりますが、特定健診、歯周疾患検診は、個別医療機関委託です。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

回答

40歳未満の方を対象とした健診として、自己負担1,000円で、年2回、日曜日にフレッシュ健康診査を実施しています。受益者負担の考え方から無料化は困難です。

7. 予防接種について

- ★①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。

回答

これら任意予防接種についての助成制度については、国の動向をみながら検討してまいります。

- ②上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。

回答

定期接種化については、本年6月に、江南市議会から国へ要望書が提出されています。また、市長会からも国に要望しております。

8. 生活保護について

- ★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

回答

法に基づき、適切かつ迅速に対応しています。

- ②就労支援や生活指導を個別にいていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

回答

人事担当部局に要望をしています。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

回答

意見書が提出されております。

- ②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。

回答

現在、国の高齢者医療制度改革会議におきまして、後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度が検討されていますので、その動向を注視していきます。

- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

回答

市長会などを通じ国に対して要望書を提出していきます。

- ④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

回答

市長会を通じ、国に要望しております。

- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。

回答

国の施策であります。

- ⑥国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。

回答

市長会を通じ、国に要望しております。

- ⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。

回答

制度の見直し等があれば、対応していきます。

- ⑧ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。

回答

市長会を通じ、国に要望しております。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

回答

市長会などを通じて要望しています。

- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

回答

県・市懇談会等を通じて要望していきます。

- ③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

回答

県・市懇談会等を通じて要望していきます。

- ④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。

回答

県・市懇談会等を通じて要望していきます。

- ⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。

回答

県・市懇談会等を通じて要望していきます。

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

回答

県・市懇談会等を通じて要望していきます。

⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

回答

制度の見直し等があれば、対応していきます。市単独では考えていません。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

回答

制度の見直し等があれば対応していきます。

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

回答

制度の見直し等があれば対応していきます。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

回答

制度の見直し等があれば対応していきます。

④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

回答

制度の見直し等があれば対応していきます。

以上